

# 一般社団法人岐阜県私学教職員退職金社団定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人岐阜県私学教職員退職金社団と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県岐阜市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、岐阜県内に設置されている私立学校関係職員の退職金給付に必要な資金を当該学校の設置者又は団体（以下「学校法人等」という。）に交付し私立学校関係職員の福祉の増進を図るとともに私立学校の振興に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、会員の設置する学校（次の各号に掲げるものをいう。第33条、第34条及び別表第1において同じ。）に常時勤務する校長（園長を含む。以下同じ。）、教員、事務職員その他の職員及び会員たる私立学校振興団体の常勤職員でこの法人の登録を受けた者（以下「教職員」と総称する。）又は教職員の遺族に対し会員が給付する退職金に必要な資金（以下「退職資金」という。）の交付のための事業を行う。

(1) 幼稚園（施設型給付を受ける園を除く）

(2) 幼稚園（施設型給付を受ける園）、認定こども園（幼稚園型、幼保連携型）、学校法人立の認定こども園（保育所型）及び学校法人の保育所（認可保育所、小規模保育所を含む）

(3) 小学校、中学校及び高等学校

(4) 専修学校及び各種学校

ただし、認定こども園（幼稚園型、幼保連携型）の社会福祉法人職員（認定こども園への移行に伴い学校法人職員から社会福祉法人になった者を除く）は、事業の対象者から除く。

2 この法人は、前項に規定するもののほか、本会の目的達成のために必要な事業を行うことができる。

## 第3章 会員

### (法人の構成員)

第5条 この法人は、次の会員を置く。

(1) この法人の事業に賛同して入会した学校法人等

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出して、理事会の承認を受けなければならない。

(出資金)

第7条 会員は、定款第33条に定める出資金を納入するものとする。

2 既納の出資金は、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は次の各号の一に該当する場合には会員の資格を失う。

- (1) 退 会
- (2) 会員たる法人の解散
- (3) 除 名
- (4) 総会員の同意

(退 会)

第9条 会員で退会しようとする者は、その理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の退会届を受理したときは、理事会の承認を得て、当該会員の退会を認めるものとする。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により除名された会員が、この法人に債務を負っている場合は、直ちにその債務を弁済しなければならない。

3 理事長は会員を除名したときは、除名した会員に対してその旨を通知しなければならない。

## 第4章 総 会

(構 成)

第11条 総会はすべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事並びに監事の選任及び解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 業務方法書の制定改廃
- (7) 定款の変更
- (8) 出資金率の改定
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 総会は定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第15条 総会の議長は、理事長とする。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が総会の議長となる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の4分3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長のほか、その総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

## 第5章 役員等

### (役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 12名以内

(2) 監事 3名以内（うち、1名は有識者とする。）

2 理事のうち1名を理事長とし、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって業務執行理事とする。

### (役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事を選任する場合には、各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これに準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が、理事の3分の1を超えないものとする。

### (理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

### (役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

5 理事又は監事が第19条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、有識者の監事に対しては、別に定める報酬の額を支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより理事及び監事には、費用を弁償することができる。

## 第6章 理事会

(理事会の設置)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会の議長となる。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 委員会

(委員会の設置)

第32条 この法人の事業を維持するために、次の委員会を設置する。

(1) 運営検討委員会

2 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会において定める委員会規程による。

第8章 資産及び会計

(会員の出資金)

第33条 会員は、毎月当該会員の設置する学校に勤務する教職員の標準給与月額の内額に別表第1で学種区分ごとに定める出資金率を乗じて得た額を出資金として翌月末日までに払い込まなければならない。

2 前項の標準給与月額は、別表第2の標準給与表に定めるところによる。

(出資金の延滞)

第34条 会員が出資金の払込を遅延した場合は、当該延滞の期間において当該会員の学校を退職した教職員があったときは退職金の支給を停止することがある。

2 出資金の払込を延滞した会員に対しては、督促状により督促するものとする。この場合、督促状に指定すべき期限は督促状を発する日から起算して10日以上を経過した日でなければならない。

3 前項の規定によって督促するときは、出資金の延滞額100円につき1日4銭の割合で納期の翌日から払込の前日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。ただし、出資金の延滞につき別の事情があるときはこの限りでない。

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は理事長が管理し、その管理方法は業務方法書の定めるところによる。

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書及び収支計算ベースの収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてその内容を報告し、第3号から第7号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 公益目的支出計画実施報告書
- (7) 収支計算ベースの収支決算書

2 第1項の規定により報告又は承認された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

## 第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の分配の制限）

第41条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（残余財産の帰属）

第42条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49条）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

（公 告）

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 事務局等

（事務局）

第44条 この法人に事務局を置き、法令で別段の定めがある場合を除き職員の任免は理事長が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規程その他については、理事会が定める。

（委 任）

第45条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

## 第12章 雑 則

(業務方法書)

第46条 この定款を施行するについて必要な業務方法書その他の事項は別に定める。

(虚偽の排除)

第47条 会員がこの法人に提出する文書に虚偽の記載をした場合には、すでに給付した退職金を返還させ、又はその給付を停止することができる。

(私立学校振興団体の取扱い)

第48条 第4条第1項に規定する私立学校振興団体の認定は理事会が行う。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は、富田 幸雄とする。
- 3 この法人の最初の常務理事は、石井 亮一とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定に係わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

## 附 則

- 1 この定款変更は、平成27年5月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表第1(第33条第1項関係)

学種別会員出資金率表

(平成27年4月1日から適用)

学 種 区 分	出資金率
第4条第1項第1号に掲げる学校	91/1000
第4条第1項第2号に掲げる学校	第4条第1項第1号に掲げる学校の出資金率に県補助金率を加算する
第4条第1項第3号に掲げる学校	118/1000
第4条第1項第4号に掲げる学校及び 私立学校振興団体	76/1000

別表第2（第33条第2項関係）

## 標準給与表

（平成16年10月1日より適用）

標準給与の等級	標準給与月額	給料月額(基本給)
第1級	92,000円	95,000円未満
第2級	98,000円	95,000円以上101,000円未満
第3級	104,000円	101,000円 " 107,000円 "
第4級	110,000円	107,000円 " 114,000円 "
第5級	118,000円	114,000円 " 122,000円 "
第6級	126,000円	122,000円 " 130,000円 "
第7級	134,000円	130,000円 " 138,000円 "
第8級	142,000円	138,000円 " 146,000円 "
第9級	150,000円	146,000円 " 155,000円 "
第10級	160,000円	155,000円 " 165,000円 "
第11級	170,000円	165,000円 " 175,000円 "
第12級	180,000円	175,000円 " 185,000円 "
第13級	190,000円	185,000円 " 195,000円 "
第14級	200,000円	195,000円 " 210,000円 "
第15級	220,000円	210,000円 " 230,000円 "
第16級	240,000円	230,000円 " 250,000円 "
第17級	260,000円	250,000円 " 270,000円 "
第18級	280,000円	270,000円 " 290,000円 "
第19級	300,000円	290,000円 " 310,000円 "
第20級	320,000円	310,000円 " 330,000円 "
第21級	340,000円	330,000円 " 350,000円 "
第22級	360,000円	350,000円 " 370,000円 "
第23級	380,000円	370,000円 " 395,000円 "
第24級	410,000円	395,000円 " 425,000円 "
第25級	440,000円	425,000円 " 455,000円 "
第26級	470,000円	455,000円 " 485,000円 "
第27級	500,000円	485,000円 " 515,000円 "
第28級	530,000円	515,000円以上